

電波監理審議会（第1151回）議事録

1 日時

令和8年1月13日（火）10:00～10:48

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

（1）電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

（2）審理官

古賀 康之、三村 義幸

（3）総務省

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、
山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）、五十嵐 大和（移動通信課長）、
佐藤 輝彦（移動通信企画官）、
影井 敬義（新世代移動通信システム推進室長）

（4）幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）
柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1)開 会	1
(2)議決事項	
会長代理の選任	1
(3)諮問事項（総合通信基盤局）	
周波数割当計画の一部を変更する告示案（自動運転の実現に向けた5.9GHz帯の周波数変更に係る制度整備）（諮問第1号）	2
(4)審議事項（有効利用評価部会）	
令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果案	10
(5)閉 会	10

開 会

○笹瀬会長 皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしく願
いいたします。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の1月期会
議につきましては、委員全員のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理
審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる
参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項1件、諮問事項1件、審議
事項1件となっております。

議決事項

会長代理の選任

○笹瀬会長 それでは、まず議事を開始いたします。

最初に、議決事項といたしまして、会長代理の選任を行いたいと思います。
会長代理につきましては、電波法第99条の2の2第4項におきまして、あら
かじめ委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定
めて置かなければならないと規定されております。大久保委員は、昨年12月
24日付で任期満了となりましたが、12月25日付で委員に再任されました。
そこで、引き続き会長代理を大久保委員にお願いできればと思いますが、皆様
いかがでしょうか。

○長田委員 賛成します。

○西村委員 異議ございません。

○矢嶋委員 同じく賛成いたします。異議ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。大久保委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○大久保委員 ありがとうございます。引き受けさせていただきます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。それでは、会長代理は大久保委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

大久保代理、一言御挨拶をよろしく願います。

○大久保代理 微力ではございますけれども、笹瀬会長の代理として引き続き務めさせていただきますので、皆さんよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、諮問事項に進めますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、御連絡をよろしく願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局)

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (自動運転の実現に向けた 5.9 GHz 帯の周波数変更に係る制度整備) (諮問第 1 号)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第 1 号「周波数割当計画の一部を変更する告示案 (自動運転の実現に向けた 5.9 GHz 帯の周波数変更に係る制度整備)」につきまして、小川電波政策課長から御説明をどうぞよろしく願いいたします。

○小川電波政策課長 おはようございます。電波政策課長の小川でございます。
それでは、諮問第1号説明資料に基づきまして、周波数割当計画の一部を変更する告示案（自動運転の実現に向けた5.9GHz帯の周波数変更に係る制度整備）について御説明申し上げます。

資料1ページ、1番の諮問の概要を御覧ください。人口減少や少子高齢化等を背景といたしまして、地域の公共交通や物流の安定的・効率的な提供が課題となっている中、我が国では、自動運転の実現に向けた取組を政府全体で推進しております。これを支える通信環境の確保やインフラ整備への対応が急務となつてございます。

このため5.9GHz帯において自動運転支援のためのV2X通信システム——V2XはV e h i c l e - t o - E v e r y t h i n g の略でございます、下の米印にありますように、車とインフラ、車と車など、車と様々なものの通信の総称を指しておりますけれども、このV2X通信システムを導入するため、放送事業用固定業務の無線局の周波数変更を進めているところでございます。

総務省では今後、5.9GHz帯の全国的な周波数変更を電波法及び放送法の一部を改正する法律による改正後の電波法の規定に基づきまして、特定周波数変更対策業務により実施することとしております。当該業務により周波数変更を実施するためには、電波法の規定に基づきまして既存無線局、この場合は放送事業用固定業務の無線局でございますが、この周波数の使用期限を定めること、それから新たに導入する第一号新規開設局、この場合はV2X通信システムの無線局でございますが、これを定めることが必要となっております。本件諮問につきましては、この制度整備のうち、周波数割当計画の変更を行うものでございます。

2番の変更概要を御覧いただければと思います。2点ございまして、1点目、

V2X通信システム導入のため、周波数割当計画の中の周波数の使用条件を変更すること、あわせて、放送事業用の固定業務の周波数の使用期限を令和13年3月31日までと規定すること。これが1点目でございますが、こちらについては、電波監理審議会への必要的諮問事項となっております。

そのほか、特定周波数変更対策業務により導入いたします第一号新規開設局として5895～5925MHzの周波数を使用する無線局を定める告示を制定するものでございます。

2ページ目を御覧ください。3番の施行期日でございますが、答申をいただいた場合は、速やかに施行予定としておりまして、公布日の施行を予定しているものでございます。

4番の意見募集の結果でございますが、昨年11月15日から12月15日までの間に実施をいたしまして、意見の提出が14件あったということでございます。

資料3ページを御覧いただければと思います。V2X通信システムのイメージについてお示ししております。中央の図の左側、V2I（路車間通信）と書いてありますけれども、Vehicle-to-Infrastructure、車とインフラ、それからその右側でございますが、V2V（車車間通信）、Vehicle-to-Vehicleということで車と車の通信。こういった車と様々なものの通信を指しております。このV2X通信システムによりまして、インフラから車の情報提供等によりまして、高度な運転支援・自動運転の実現が期待されているものでございます。

4ページを御覧ください。このV2X通信に関しましては、欧州、米国をはじめ、世界的に5.9GHz帯の周波数での導入が本格化している現状でございます。こうした現状を踏まえまして、我が国においても5.9GHz帯のうち、最大30MHz幅をV2X通信向けに割り当てる方向で各種の取組を進めてい

るところでございます。

周波数の帯のところ、右側の5.9GHz帯について、一番上の「現状」は放送事業用ということで灰色の帯が書かれていると思います。その1段下の「方向性」のところでございますが、最大30MHz幅をV2X通信に割り当てるということで、この同一の周波数帯を使用する放送事業用の既存無線局の周波数移行が必要となってくるということでございます。

5ページを御覧ください。本件の制度整備に関する背景、経緯、それから制度整備の全体像と概要をお示ししておりますけれども、冒頭御説明を申し上げたとおりでございます。

このうち、背景、経緯の2点目でございますが、総務省では令和5年度補正予算の「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」を活用して、5.9GHz帯においてV2X通信システムを導入するための既存無線局の周波数変更につきまして、先行して実証が進められる東名阪地域を中心として順次進めているところでございます。本件については、今後の全国的な周波数変更に当たりまして、冒頭御説明申し上げました特定周波数変更対策業務によりこの周波数変更を実施するために制度整備を行うものがございます。

6ページを御覧ください。本件の周波数割当計画の一部変更の概要について御説明申し上げます。左側が変更前の周波数割当表でございます。これに対しまして右側、変更後の周波数割当表でございますが、新たに5888MHz～5925MHzの周波数の割当表について変更を加えるものがございます。このうち、放送事業用の固定業務につきましては、令和13年3月31日までと周波数の使用に関する条件に周波数の使用期限を定めること、それからV2X用に周波数の割当てを可能とするために、公共業務用、一般業務用の移動業務の周波数割当てを追加するというのが変更の内容でございます。

7ページを御覧ください。こうした方向性につきましては、先般、電波監理

審議会にも御報告をさせていただきました令和7年度版周波数再編アクションプランにおいても示されているところでございます。具体的には、このスライドの冒頭、囲みのところの赤字の部分でございますけれども、V2X通信向けの割当てを可能とすること、既存無線局に関する使用の期限を定めるなどの周波数割当計画の変更を令和7年度中を目途に実施するといった方向が示されており、これに基づいて本件諮問をさせていただくものでございます。

8ページを御覧ください。参考といたしまして、特定周波数変更対策業務の概要について御説明しているものでございます。周波数割当計画等の変更を行う場合におきまして、無線設備の変更の工事、周波数や空中線電力の変更をする場合に、当該工事に要する費用に充てるための給付を行うことができるといった業務でございます。これによって、新たな電波利用分野に利用可能な周波数を確保して周波数の逼迫状況の緩和に資することを目的としている業務でございます。

具体的には、真ん中の図でございますけれども、変更前の赤い斜線でくくってある周波数帯、古い無線システムと書いてある、いわゆる既存の無線システムが使われている周波数帯につきまして、周波数割当計画の変更により周波数の使用期限を設定するというところでございます。これに伴いまして、この既存の無線システムが周波数の変更等を行う場合に、給付金の支給を行って周波数を変更していただき、変更後のピンク色の周波数の区分につきましては、新規開設局、新しい無線システムをここに導入していくといったような仕組みでございます。

なお、この給付金の支給を行う場合につきましては、指定周波数変更対策機関という機関を指定いたしまして、この給付金の支給等の業務を行わせることということが規定されてございます。今般の周波数割当計画の変更について答申をいただいた場合は、今後速やかにこの指定周波数変更対策機関の公募を行

った上で、その指定に当たっては改めて電波監理審議会に諮問をさせていただく予定としてございます。

9 ページ以降、意見募集におきまして提出された意見、それから、それに対する総務省の考え方を示しております。意見の提出件数は14件でございまして、法人等から9件、個人から5件の意見の提出がございました。

まず、10 ページから15 ページにかけては、法人等からの意見の提出でございすけれども、基本的に移行の対象となる放送事業者からは、周波数割当計画の方向性に対する反対意見というものはございませんでした。

他方、周波数の使用期限を令和12年度末と規定することはやむを得ないという一方で、災害等におきまして周波数の移行整備がスケジュールどおりに進まない可能性もあることから、そういった場合には柔軟な対応を求めたいといったような意見の提出がございました。これに対しましては、これまでの周波数移行の実施状況も踏まえて、一定程度余裕を持ったスケジュールで周波数の使用期限というものを定めているということでございますが、予見が困難な事由により周波数移行に支障が生じる場合には、必要に応じてさらなる対応を行うこともあり得るということとしてございます。

その他の事業者の意見といたしましては、通信機器メーカーや通信事業者、業界団体から賛同の意見をいただいているところでございます。

続きまして、16 ページからは、個人の意見の提出ということで整理してございますけれども、このうち4件につきましては、基本的に賛成の御意見ということで承っております。うち1件につきましては、今後の制度運用に関しての御要望がございましたので、参考として承るということとしております。

残りの1件につきましては、700MHz帯ITSに対する御意見であることから、本意見募集の対象外とさせていただいたところでございます。

以上が意見募集の結果ということでございます。

21ページ以降、参照条文、それから諮問書、改正案等をおつけしておりますけれども、ここでの説明は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見、御質問よろしく願いいたします。順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。適切な変更だと思いますので、同意をいたします。

また、先ほど御説明ありましたとおり、この期限は、多少余裕を持って5年後ということになっているわけですが、一方で、自動運転に関しては社会からの要請というものもかなり強いと考えておりますので、両者でバランスを取りながらスムーズな移行をお願いしたいと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、長田委員、よろしく願いします。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。適切に検討された改正だと思っておりますので、賛成いたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。適切な告示案というふうに理解をしております。社会、経済的にも極めて重要な取組であるとともに、設備変更工事、それから給付金支給を含め、関係事業者、総務省による緊密かつ適切な連携対応を要望いたします。国民にもぜひ分かりやすい説明等も併せて期待されるころだと思いますので、御対応いただきますと幸いです。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も変更賛成いたします。今後の展開によってはさらに需要が逼迫する可能性もあるかと思いますので、適切に定めた上で、早め早めに御検討いただければと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私も適切な変更だと思います。1点お伺いしたいのは、周波数が30MHz帯幅くらいあるので、放送事業者にとっては、半分くらいの放送事業用の固定局を移行しなければいけないということで理解してよろしいでしょうか。

○小川電波政策課長 笹瀬会長、御質問ありがとうございます。まさに30MHz帯幅というまとまった周波数の移行をお願いするというところで、今、放送事業者ともその移行計画について調整を行っているところでございます。移行先の周波数も用途によって様々ございまして、そういった意味では、単純な移行ということではなくて、かなり綿密に放送事業者とも調整をさせていただいているというのが現状でございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうぞよろしく申し上げます。これは、移行も大変だと思いますので、時間をかけてしっかりよろしく願いいたします。

以上です。

ほかに追加の質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号は諮問のとおり変更することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○小川電波政策課長 どうもありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、次に有効利用評価部会の審議に入りますので、出席さ

れない職員の方は退室をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員 (一部) 退室)

審議事項 (有効利用評価部会)

令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果
案

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに御提出
ください。

次回の定例会の開催は、令和8年2月3日火曜日の10時からウェブ開催を
予定しております。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。